

# 4月12日(日)飛鳥地区は10日(金)は山形県議会議員選挙の投票日です 期日前・不在者投票は4月4日(土)〜

●お問い合わせ／市選挙管理委員会事務局 ☎26-5765

## 投票の日時と投票所

日時／4月12日(日)午前7時〜午後8時  
(飛鳥地区は4月10日(金)午前7時〜午後4時)  
投票所／投票所入場整理券に記載されている投票所

## 投票できる方

年齢／平成7年4月13日までに生まれた方  
住所／平成27年1月2日までに本市に住民票が作成された方

## 1月3日以降に住所の異動があった方の投票

〔市内で転居をした方〕  
投票所入場整理券に記載されている投票所で投票できます。  
〔県内の他市町村から本市に転入した方〕

●住所地で投票する場合(前住所地の選挙人名簿に登録されている方のみ)  
期日前や投票日当日の投票の際に「引き続き県内に住所を有する証明書」が必要です。事前に本市

市民課に申し出て、証明書の交付を受けてください。

## ●本市で不在者投票する場合

「宣誓書兼投票用紙請求書」に「引き続き県内に住所を有する証明書」を添えて、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。その後、交付された投票用紙などを本市の選挙管理委員会に持参して不在者投票を行ってください。  
〔県外から本市に転入した方〕  
今回の選挙では投票できません。

## 投票日に投票できない方は、期日前投票を行いましょ

対象／①仕事や冠婚葬祭などの予定のある方 ②旅行、レジャーなどで投票区の区域外に出かける予定のある方 ③病気やけが、妊娠、体が不自由などの理由で歩くことが困難な方

期日／4月4日(土)〜11日(土) (飛鳥地区の方は9日(木)まで) の午前8時30分〜午後8時  
場所／市役所5階502号室、観音寺コミュニティセンター第1・

第2会議室、松山農村環境改善センター研修室、平田総合支所1階102号室

◆お住まいの地域にかかわらず、どこの期日前投票所でも投票できます。

期日前投票所は、日にちが後になるほど混雑します。特に市役所投票所は大変混み合いますので、早めに投票してください。

## 〔入院・入所中の方の不在者投票〕

上記の③に該当する方は、入院・入所中の病院や老人ホーム(県選挙管理委員会の指定施設のみ)で不在者投票を行うことができます。施設に早めに申し出てください。

市内の指定施設／日本海総合病院、日本海総合病院酒田医療センター、本間病院、山容病院、酒田東病院、八幡病院、芙蓉荘、サン・シティ、サンハイツ酒田、ライフケア黒森、かたばみ荘、ケアハウスふるさと、幸楽荘、さくらホーム、寿康園、シエ・モワ、明日葉、うらら、徳

田山、さくらホーム広野、ひだまり、かたばみの家

〔出張などの滞在先での不在者投票〕  
本市選挙管理委員会に投票用紙などの請求を行い、交付を受けた上で滞在地の市区町村選挙管理委員会では不在者投票を行うことができます。投票用紙などを郵送しますので、早めに手続きを行ってください。なお滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができる曜日・時間を確認してください。

## 郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障がいがある方は、障がいの程度(7階表参照)によって、在宅で不在者投票を行う「郵便等による不在者投票制度」が利用できます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月8日(水)までに投票用紙の請求を行う必要があります。  
要があります。  
早めに市選挙管理委員会に相談してください。



**「入場整理券が来ない」「紛失した！」**  
 入場整理券がなくとも、選挙人名簿に登録されている人であれば投票できますので、各投票所で係員に申し出てください。印鑑などは必要ありません。

### 投票所入場整理券を郵送します

告示日の翌日、4月4日(土)から世帯主宛てに郵送します。圧着式のはがき一枚に家族6人までの入場整理券が印刷されていますので、裏側から開き、自分の分を切り離して持参してください。

郵便等による不在者投票制度の対象者		
身体障害者手帳に記載	両下肢、体幹、移動機能の障がい1級または2級	①
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい1級または3級	
	免疫、肝臓の障がい1級から3級	
県知事が書面により証明	障がいの程度が上記①の障がいの程度に該当	
戦傷病者手帳に記載	両下肢、体幹の障がい特別項症から第2項症	②
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい特別項症から第3項症	
県知事が書面により証明	障がいの程度が上記②の障がいの程度に該当	
介護保険被保険者証に記載	要介護5	

### 字が書けない方の投票

体が不自由などの理由で字を書くことができない方は、投票所で係員にお知らせください。二人の補助員が付き添い、代筆します。投票の秘密は守られます。

◆家族や付添人、後見人の方が本人に代わって投票することはできません。

### 選挙公報をお届けします

候補者の政策などを記載した選挙公報を4月6日(月)ごろから各家庭に配布します。

### 選挙公報の音訳テープを送付します

視覚障がいのある方のため選挙公報を朗読したカセットテープをお送りします。希望する方は市選挙管理委員会へ連絡してください(市広報紙の音訳テープが送付されている方は連絡不要)。

◆視覚障がいのある方にこの制度についてお知らせください。

### 開票

観覧を希望される方は係員の指示に従ってください。

日時／4月12日(日)午後9時～  
 場所／国体記念体育館(飯森山二丁目)

◆市のホームページでも開票状況を掲載します。

### 定期船の運航時刻が変わります

4月10日(金)は、飛鳥地区の投票箱搬送のため、定期船「とびしま」の飛鳥発時刻が午後4時30分(酒田着午後5時45分)に変更になります。

町市定期航路事業所 ☎2213911

◆市選挙管理委員会事務局は、中町庁舎から市役所5階に移転しています。

### 投票のしかた

**入口**  
 入場整理券に記載された投票所に行きます。

**受付**  
 入場整理券を係員に渡します。整理券がない場合は申し出てください。

**投票用紙交付**  
 名簿で確認できたら、投票用紙をお渡しします。

**候補者の名前を記入**  
 記載所に行って候補者の名前を記入します。記入の困難な方は、係員が代筆します。

**投票**  
 投票箱に入れます。

**出口**

### ◎投票済証を発行します

投票(期日前投票・不在者投票を含む)を済ませた方に「投票済証」を発行します。必要な方は、各投票所係員に申し出てください。